

2015 No.018



笑顔のおたより

発行：株式会社 アイリードコンサルティング

編集人：加納剛朗・後藤郁美

愛知県海部郡大治町砂子中割2304 Tel 052-431-7818 Fax 052-431-7827

新生活のはじまり、新たな出会いも



こんにちは いつもありがとうございます。
新年度が始まりあっ!!と一瞬にゴルゴンゾーラですね。
この春からご家族が新入学・就職または退職され
セカンドライフの始まり等、新しい生活をスタートされた方もいらっしゃる
のではないでしょうか? 私も社会に出て20年になります。
気持ちは20年前と変わらずフレッシュではありますか? 体力的
には、疲れがなかなか取れず衰えて痛感しております。

おじさんですね(笑)

さて、春と言えば気候が良く、なんとなく良いイメージがありますが
家計を預かる主婦や会社を経営している方には頭が痛い季節もあります。各種税金の支払いが
まとまりますし、この春はいろいろなサービス・商品の値上げがあると新聞やニュースで
目にします。この中には、我々が取り扱っている保険も含まれています。
なにより2年後に消費税が10%になるとすることは頭が痛いですね。現役世代の方は
物価の上昇と共に給料もUPするとありがたいですが…厳しい現状です。
大企業は賃金UPを予定していますが、日本の95%は中小企業です。私も経営者目線で
様々な負担が増える中、本当に厳しい状況ですが、下に向いて道が開けません。
上に向いて 1日1日を大切に 24時間のうち 笑顔 いられる時間が少しく
なりように過ごしていきます。

【親の責任はどこまで…】

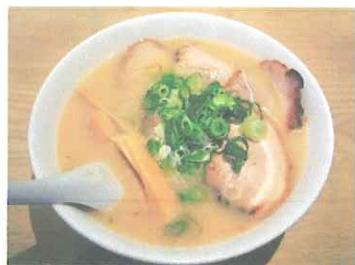
誠27年4月9日、大きな反響を呼びました最高裁の判決、皆様は覚えていらっしゃいますか。当時小学6年生の男児が蹴ったサッカーボールが学校の塀を越えてしまい、校門前をオートバイで走行中だった85歳の男性がボールを避けようとして転倒。脚を骨折し、入院した後に、肺炎で死亡した事故の民事訴訟判決のことです。最終的には、裁判長が両親への損害賠償を命じた二審の判決を破棄し、遺族側の請求を退ける結果となりました。

争点は、両親が監督義務を果たしていたかどうかです。今回は、家庭に於ける一般的な指導をしており、今回の事件を予測できたとはいえないとして、きちんと監督義務を果たしており、賠償責任は、負わないということでした。

この結果、皆様は、どう感じでしょうか。私は、法的な救済を求める遺族の感情も理解できるが、一方で学校の校庭で遊んでいて起きた事故に対して、保護者が負うべき責任として大きすぎるのではないかとも感じました。また、サッカー経験者である私にとって、今回の事故は、とても恐いことだなとは感じました。

以前、笑顔のおたよりNo.16でもご紹介ほした自動車事故に備える保険のお話をじてから「個人賠償責任保険」のご相談を受けたりしますが、やはり多くの家庭で賠償責任のことを気にされているようです。この事故を含め、現在、賠償責任保険の重要性が広まります。事故が発生してからでは遅いです。「個人賠償責任保険」の有無、ぜひご確認下さい。

鈴木 功是



信長ラーメン

清須市西田中蓮池110

TEL 052-401-0717 (無休)

スープは、飲んだ瞬間

身がさやのスープに似ていると誰もが思うでしょう。麺はもうもうの中太らしさ、そして噛み心地にえのある太いスープ下味のしみ込んだチャーシーとの相性も良く、すべてにおいて高レベルです。最後まで残りに出されると、身がさやのサービスもGOODです。

弊社ではこの「笑顔のおたより」とは別に会社の経営や経済情報に役立つ「経営のミクタ」というメールマガジンを約2週間に1度発行しています。

お問い合わせ希望される方は弊社ホームページから登録(簡単30秒)下さい。こちらは、文字制限はありませんので、身よりは情報満載ですよ!!

忘れない、がんばれ東北！アイードコンサルティングは東日本大地震の復興の支援を継続しています！

弊社は『国境なき医師団』を通じて毎月売上の一部を全世界にむけ寄与させて頂いております